

平成30年度「ちばの木で住まいづくり支援事業」

補助金の御案内

平成28年度からの新規事業として、上記の「ちばの木で住まいづくり支援事業」が実施され、県産木材を活用した新築木造住宅の施主に補助金が交付されます。

- 1 補助金申込期間：平成30年5月9日～5月31日まで
※ 別添の案内書の5ページの補助金利用申込書を提出して申込み
- 2 前期補助予定戸数：25戸（後期募集は、10戸予定）
※ 前期募集住宅については、9月末までに契約が成立する物件を対象とします。
- 3 補助金利用予定者の決定
 - (1) 申込者が前期予定戸数の25棟を超えた場合は、抽選により決定するが、契約済みの物件については、補助金利用予定者として優先的に登録する。
 - (2) 申込者が前期予定戸数に達しない場合は、随時、後期募集の期日前まで申込みを受け付けますが、予定戸数に達した時点で終了とする。
 - (3) 申込みがあった者には、その結果を通知します。

<事業の内容>

千葉県産木材(ちばの木販売管理票Aで証明)を使用して新築の木造住宅を建築する場合に、木材価格の4分の1以内(上限25万円)を建築主(施主)に助成する事業です。

補助要件等は、次のとおりです。

- 1 県内に居住するための新築木造住宅であること。
- 2 県産木材を木材全体量の50パーセント以上、又は、住宅の延床面積1平方メートル当たり、0.1立法メートル以上使用すること。
- 3 施工者又は設計業者が「ちばの木の家づくり推奨店」であること。
- 4 事業実施年度の2月10日までに上棟が終了すること。
- 5 補助金算定の木材価格は、51,000円/m³となります。

【事務局】

ちばの木認証センター

(住 所) 〒283-0823 東金市山田800

(一社) 千葉県木材振興協会内

(電 話) 0475-53-2611

(FAX) 0475-53-2000

(担 当) 武 井

ちばの木で住まいづくり支援事業

◆ 事業の概要

千葉県産木材の利用を木造住宅に拡大するため（住まいづくりの千産千消）、新築木造住宅に県産木材を全体木材使用量の半分以上を使用した住宅の施主に木材購入費用の4分の1以内で25万円を限度として助成する。

◆ 事業の内容

【事業主体】 ちばの木認証センター

（事務局：一般社団法人千葉県木材振興協会）

〒283-0823 東金市山田800番地 電話：0475-53-2611

【補助対象】 県内に居住するために建築する新築の戸建て木造住宅であり（別荘等は対象外）、県産木材を半分以上使用する住宅の木材購入費用を助成する

【補助率】 木材購入経費の1/4以内（県の補助金上限：250千円/棟）

※住宅の全体の木材使用量：部材毎の積み上げ又は延床面積×0.2

※木材の単価：県が決定（H30年度は、51,000円/m³）

【補助要件】 (1) 県内に居住するための新築木造住宅であること

(2) 県産木材を、木材全体量の50%以上または、住宅の延べ床面積1平方メートル当たり0.1立方メートル以上使用すること

(3) 施工者又は設計業者が「ちばの木の家づくり推奨店」であること

(4) 事業実施年度の2月10日までに上棟が完了していること

(5) 県産木材の普及・促進のため、住宅の状況等を当センターのホームページへの掲載やその他アンケート等に協力すること

※ 県産木材であることの確認は、「ちばの木認証制度」による「販売管理票A」により確認する



◆ 平成30年度予定

【補助予定棟数等】

○ 35棟（前期25棟、後期10棟）

○ 前期・後期に分けて募集する

（前期の募集は、9月までに契約が成立する物件を対象とする）

○ 募集予定戸数を超えた場合は、抽選により決定

○ 募集時期については、前期が5月9日（水）から5月31日（木）までです。千葉県木材振興協会及びちばの木認証センターのホームページで公表します。

【その他】

○ 当補助金は、他の補助金との併用は可能です。但し、地域型住宅グリーン化事業の地域材利用の加算とは併用できません。